

福岡県公報

令和三年四月九日
第百九十号
増刊
①

目次

再掲

○公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………一

○福岡県税条例等の一部を改正する条例 (税務課) ……………一

○福岡県教育委員会事務局等職員被服貸与規程の一部を改正する訓令 (教育庁教職員課) ……………八

○福岡県教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務企画課) ……………十

正誤

○福岡県財務規則の一部を改正する規則 (令和三年福岡県規則第二十五号) 中正誤 ……………十一

○福岡県水産業協同組合検査規程の一部を改正する訓令 (令和三年三月福岡県訓令第十一号) 中正誤 ……………十二

再掲

福岡県公告式条例 (昭和二十五年福岡県条例第四十六号) 第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年三月二十九日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第十五号

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則 (平成十三年福岡県人事委員会規則第十八号) の一部を次のように改正する。

別表第一一般社団法人又は一般財団法人の項中「一般財団法人福岡県スポーツ推進基金」を削り、「公益財団法人福岡県スポーツ振興センター」を

「公益財団法人福岡県スポーツ振興センター」に改める。

公益財団法人福岡県スポーツ推進基金」

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例 (昭和二十五年福岡県条例第四十六号) 第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十一日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

福岡県条例第十六号

福岡県税条例等の一部を改正する条例

(福岡県税条例の一部改正)

第一条 福岡県税条例 (昭和二十五年福岡県条例第三十六号) の一部を次のように改正する。

第二十条の十の六第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第一号中「本条及び次条第二項」を「この条並びに次条第二項及び第三項」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改める。

第二十条の十の七に次の二項を加える。

3 第一項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払者が電磁的方法による当該退職所得申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の施行令で定める要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項

を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払者に受理されたとき」とあるのは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第五十二条第一項中「同条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項第一号イ(2)中「令和二年度以降」を「令和十二年度以降」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率」に改め、「という。」の下に「に百分の六十五を乗じて得た数値」を加え、同号イに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

第五十二条第一項第一号ロ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十二条第一項第一号ハ中「又はトラック」を削り、同号ハ(2)中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ホ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ホを同号へとし、同号ニ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので、施行規則で定めるもの
(1) 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を

超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

第五十二条第一項第二号イ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値」に改め、同号イに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十二条第一項第二号ロ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十二条第一項第三号ニを削り、同号ハ(1)イ中「以下この号及び」を削り、同号ハを同号ホとし、同号ロ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イ(1)ア及びイを次のように改める。

(ア) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第五十二条第一項第三号イ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号イを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第三号において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十二条第二項中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項第一号イ中「営業用の」を削り、同号イ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の六十」に改め、同号イに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十二条第二項第一号ロを削り、同号ハ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニ(2)中「以上」を「百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ホを同号ニとし、同項第二号を次のように改める。

二 石油ガス自動車（乗用車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

ハ エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十二条第二項第三号ニを削り、同号ハを同号ニとし、同号ロ(2)中「百分の百十」を「百分の百十」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ(2)中「以上」を「百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号イを同号ロとし、同号ロの前に次のように加える。

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十二条第三項中「次項」の下に「又は第五項」を加え、同条第四項本文中「第一号（第一号イからハまで）」を「第一号（第一号イからニまで）」に、「第二号（第一号イからハまで）」を「第二号（第一号イ及びロ）」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法並びに令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項の表を次のように改める。

第一項第一号イ(2)	基準エネルギー消費効率であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の六十五	法第四百九十九条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号及び次項第一号において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百四十一
第一項第一号イ(3)	基準エネルギー消費効率であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十五を乗じて得た数値
第一項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百六十二
第一項第一号ロ(3)	令和十二年度基準エネルギー消費効率及びハ(2)	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十五を乗じて得た数値
第一項第一号ニ(2)	基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十五
第二項第一号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十三
第二項第一号イ(3)	令和十二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十五を乗じて得た数値
第二項第一号ロ(2)	平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百四十四

第五十二条に次の項を加える。

5 第一項(第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。)(及び第二項(第一号イ、第二号及び第三号イに係る部分に限る。))の規定は、令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和十二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、

第一項第一号イ(2)	基準エネルギー消費効率であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の六十五	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十四
第一項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
第一項第二号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十四
第一項第二号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
第一項第三号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十四
第一項第三号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
第二項第一号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十七

それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

付則第八条第一項中「農用地利用集積計画」の下に「又は福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第十七条の二十の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画(同法第十七条の十九第二項第一号に掲げる行為に係る部分に限る。)」を加え、「平成二十一年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に改め、同条第三項中「第十三項」を「第十二項」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第四項、第五項、第七項及び第九項から第十二項までの規定中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に改め、同条第十六項中「(平成二十四年法律第二十五号)」を削り、「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に、「帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に、「令和四年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間」に改め、同条に次の二項を加える。

17 都市再生特別措置法第九十九条の七第二項第一号に規定する者が同法第九十九条の九

の規定による公告があつた同法第九十九条の七第一項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第十三項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

18 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）附則第七条第一項第一号に規定する業務により土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和六年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

付則第八条の二第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

付則第八条の四第一項、第三項、第四項及び第六項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

付則第八条の五第一項及び第三項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

付則第九条の二の七第一項、第三項及び第四項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

付則第九条の二の十一第一項中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項の表中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同条第二項中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加え、「令和三年三月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改める。

付則第九条の二の十二第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、「三十人未満の付則第九条の二の十二第二項に規定する路線バス等にあつては、二百万円」を「三十人以上の付則第九条の二の十二第二項に規定する路線バス等のうち、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗

合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港又は同法附則第二条第一項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので施行規則で定めるものに限る。）にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未満の付則第九条の二の十二第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。」に改め、同条第三項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。第六項において同じ。）が八トンを超え二十トン以下のトラック（施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの、同条第一項の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「衝突被害軽減制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの、同条第一項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの及び同条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第六項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（第六項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十一条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和三年十月三十一日までに行われたときに限

り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

付則第九条の第十二第五項中「同項第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同項第四号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日まで」を「当該自動車の取得が令和三年十月三十一日まで」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「乗用車（施行規則で定めるものに限る。）若しくはバス（施行規則で定めるものに限る。）（以下この項において「バス等」という。）又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックを「車両総重量が八トンを超えるトラック（施行規則で定める被けん引自動車を除く。）」に、「平成二十七年八月一日」を「令和四年五月一日」に、「車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの」を「側方衝突警報装置に係る保安基準」に、「車線逸脱警報装置」を「側方衝突警報装置」に、「令和二年十月三十一日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日）」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

付則第九条の第三第一項中「次項第一号及び次条第二項」を「以下この条及び次条第二項」に、「次項第二号及び次条第二項」を「以下この条及び次条第二項」に、「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に改め、同項第一号中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項第二号中「次項第六号」を「以下この条」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第二項中「当該自動車（家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車（家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）が平成三十一年四月一日（家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「第五十七条の五の」

を「同条の」に改め、同項第二号中「排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの」の下に「（第五項第二号において「平成三十年天然ガス車基準」という。）」を加え、「以下この号」の下に「及び第五項第二号」を加え、同項第四号中「次項第一号」を「以下この条」に、「同条第一項第一号イ(1)」を「同号イ(3)」に改め、同項第五号中「次項第二号」を「以下この条」に、「第五十二条第一項第二号イ(1)」を「同号イ(1)」に改め、同項第六号中「第五十二条第一項第三号イ(1)」を「第五十二条第一項第三号イ(1)」に改め、「平成三十年軽油軽中量車基準」の下に「（以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）」を加え、「同号イ(1)」に規定する」を削り、「平成二十一年軽油軽中量車基準」の下に「（以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）」を加え、同条第三項中「次に掲げる自動車」の下に「（前項の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、「当該自動車（家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「第五十七条の五の」を「同条の」に改め、同条第四項中「（第四号及び第五号を除く。）」を「第一号から第三号まで」に改め、同条に次の二項を加える。

5 次に掲げる自動車（家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）に対する第五十七条の五第一項（第三号イ(3)及びロ(3)の規定を除く。）及び第二項の規定の適用については、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条第一項第三号イ(3)及びロ(3)に規定されている自動車のうち、三輪小型自動車に属するものについては、読替え後の三輪小型自動車の税率を、その他のものについては、読

替え後のトラックの最大積載量に應ずる税率を適用するものとし、同条第三項に規定されている自動車については、単室容積（一つの作動室の容積をいう。）にローター数に乗じて得た数値に一・五を乗じて得た数値を総排気量とみなして、読替え後の同条第一項第一号並びに第三号イ(1)及びロ(1)並びに第二項の規定を適用するものとする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、平成三十年天然ガス車基準に適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

三 第二項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車

四 ガソリン自動車（営業用の乗用車及びキャンピング車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第五十二条第一項第一号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

五 石油ガス自動車（営業用の乗用車及びキャンピング車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

六 軽油自動車（営業用の乗用車及びキャンピング車に限る。）のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車及びキャンピング車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第五十七条の五第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車又はキャンピング車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車又はキャンピング車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第三項の表上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条第一項第三号イ(3)及びロ(3)に規定されている自動車のうち、三輪小型自動車に属するものについては、読替え後の三輪小型自動車の税率を、その他のものについては、読替え後のトラックの最大積載量に應ずる税率を適用するものとし、同条第三項に規定されている自動車については、単室容積（一つの作動室の容積をいう。）にローター数に乗じて得た数値に

則で定めるもの

6 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車及びキャンピング車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第五十七条の五第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車又はキャンピング車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車又はキャンピング車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第三項の表上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条第一項第三号イ(3)及びロ(3)に規定されている自動車のうち、三輪小型自動車に属するものについては、読替え後の三輪小型自動車の税率を、その他のものについては、読替え後のトラックの最大積載量に應ずる税率を適用するものとし、同条第三項に規定されている自動車については、単室容積（一つの作動室の容積をいう。）にローター数に乗じて得た数値に一・五を乗じて得た数値を総排気量とみなして、読替え後の同条第一項第一号並びに第三号イ(1)及びロ(1)並びに第二項の規定を適用するものとする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

三 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

ギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

付則第十二条の二の三第一項中、「同項に規定する特定保有株式（以下この項において「特定保有株式」という。）」及び「特定保有株式」を削る。

付則第三十一条第一項から第三項までの規定中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

付則第三十五条に次の一項を加える。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条の二第一項の規定を受けた場合における付則第五条の三の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、同項及び同条第三項中「令和三年」とあるのは「令和四年」とする。

（福岡県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 福岡県税条例の一部を改正する条例（令和二年福岡県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち福岡県税条例第二十条の十三の改正規定中「第五十三条第五十五項」を「第五十三条第六十三項」に改める。

（地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例の一部改正）

第三条 地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例（平成二十七年福岡県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

第二条 第一条による改正後の福岡県税条例（以下「新条例」という。）付則第十二条の二の三第一項の規定は、令和四年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和三年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第四条 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

福岡県教育委員会公告式規則（昭和二十八年福岡県教育委員会規則第十号）第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県教育委員会教育長訓令第二号

本 庁

出先機関

福岡県教育委員会事務局等職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

福岡県教育委員会教育長 城 戸 秀 明

福岡県教育委員会事務局等職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会事務局等職員被服貸与規程（昭和三十七年八月福岡県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第2号 (第6条)

公印省略 年 月 日

教育総務部教職員課長 殿

所属長

貸与被服事故報告書

下記のとおり貸与被服について事故がありましたので、福岡県教育委員会事務局等職員被服貸与規程第6条第2項の規定に基づき、報告いたします。

記

- 被貸与者及び貸与被服
職・氏名
- 事故発生事由
- その他参考事項

※本人の届出書写を添付すること。

(日本工業規格A4)

様式第1号 (第6条)

年 月 日

所属長 殿

職・氏名

貸与被服の破損等(紛失)届出書

下記のとおり貸与被服について しましたので、福岡県教育委員会事務局等職員被服貸与規程第6条1項の規定に基づき、お届けします。

記

- 破損、損耗、紛失等の別
- 当該貸与被服名及びその数量
- 貸与期間
- 破損、損耗、紛失事由(詳細に記入)
- その他参考事項

(日本工業規格A4)

様式第2号を次のように改める。

様式第3号 (第6条)

公印省略 年 月 日

教育総務部教職員課長 殿

所属長

貸与被服再貸与申請書

下記のとおり貸与被服について しましたので、福岡県教育委員会事務局等職員被服貸与規程第6条第3項の規定に基づき、再貸与の申請をいたします。

記

- 被貸与者
職・氏名
- 再貸与被服等品名
- 再貸与発生事由に係る実情調査内容
- その他参考事項

※本人の届出書写を添付すること。

(日本工業規格A4)

様式第4号を次のように改める。

様式第3号を次のように改める。

〃	〃	〃	〃	3・3・30	発行年月日	
〃	〃	〃	〃	187 増刊②	番公 号報	
〃	〃	〃	〃	規 則	種 類	
〃	〃	〃	〃	25	番同 号上	
62	61	60	59	57	ペー ジ	
		○	○		上	欄
○	○			○	下	
後ろ から 4	前 から 3	前 から 2	前 から 7	後ろ から 1	行	
					備 考	
(押印又は署名)	出納簿記帳者	(押印又は署名)	出納簿記帳者 (財務担当所) (押印又は署名)	(記名押印又は署名)	正	
(押印又は記名)	出納簿記帳印	(記名押印又は署名)	出納簿記帳印 (財務担当所) (押印又は署名)	(署名又は記名押印)	誤	

〃	〃	3 ・ 3 ・ 30	発行年月日	
〃	〃	187 増刊④	番 公 号 報	
〃	〃	訓 令	種 類	
〃	〃	11	番 同 号 上	
17	17	16	ペー ジ	
○	○		上	欄
		○	下	
12 前 から	11 前 から	4 後 ろ か	行	
			備 考	
当該検査報告書に基づき	第十三条第二項中「検査吏員」を「検査員」に改め、同条に次の一項を加える。	2 検査に当たって	正	
当該検査報告書に基づき	第十三条第一項中「検査吏員」を「検査員」に改め、同条第一項に次の一項を加える。	2 検査にあたって	誤	